平成 24 年度　教師海外研修（派遣国：カンボジア王国）　指導案（兼実践報告書）

1．単元名(活動名)：　「違い」から考える平和な社会

2．対　象：札幌北斗高等学校
　　１年生(１クラス)、２年生(１クラス)
　　３年生(３クラス)
　授業者：　林　香織

3．学習領域

	1	2	3	4
A多文化社会	文化理解	文化交流	多文化共生	
Bグローバル社会	相互依存	情報化		
C地球的課題	人　権	環　境	平　和	開　発
D未来への選択	歴史認識	市民意識	社会参加	

4．教科との関連性：
　　国際問題研究

5．実施時期：　２０１３年６月～７月

6．時数：４時間

7．単元の目標（評価の観点を意識して設定）：

【関心・意欲】
日本とカンボジアの違いを通して、日常生活の中で何気なく見過ごしている様々な事象に目を向け、その背景にある問題を考えようとする。

【技能】
・日本とカンボジアの違いが何に起因し、また、カンボジア人の生活にどのような影響を与えているのかを考え、グループ内で話し合うことができる。
・「平和な社会」とはどのようなものであるか考え、自分の意見を記述することができる。

【知識・理解】
・世界人権宣言の内容を、カードの内容と照らし合わせながら理解する。
・内戦によって失われたもの・不足しているものを知り、それが社会の仕組みや人々の生活にどのような問題を引き起こしているか理解する。

8．キーワード：
・違い
・カンボジア国内の地域格差
・大切なもの
・人権
・平和な社会

9．単元について（教材観、単元設定の理由、開発教育／国際理解教育の視点等）：

カンボジアへのスタディーツアーにおいて、小・中学校、高等学校、小学校教員養成校を訪問し、カンボジア人学生や先生方から直接お話を聞く機会があった。また、カンボジアで支援活動を行っている日本人の方々からも、活動の様子を聞くことができた。訪問地である、首都プノンペン、コンポントム、シェムリアップの３都市間はバスで移動したが、それによって各都市の街並みや人々の暮らしの一部を観察でき、カンボジア国内における地域格差を実感することにつながった。

今回の研修を通して最も強く感じたことは、以下の５点である。①市場経済が始まり急速に変容しつつあるカンボジアにおける、都市部と農村部との地域格差。②その背景にある内戦により、社会の中の様々なものが失われたこと。③崩壊された社会の中で最も被害を受けやすいのは、脆弱な立場に置かれている子どもたちであること。④経済的理由により、将来の夢や仕事が限定されてしまうカンボジアの子どもたちではあるが、自分たちの将来に対しては強い意思や希望を持っていること。⑤支援活動の現場を視察したことで、人の生命・生活を支える仕事の尊さを実感でき、望ましい社会のあり方を考えるきっかけになったこと。

以上の５点について、授業者自身がカンボジアで発見した日本との、あるいはカンボジア国内における様々な違い―文化・習慣による違い、歴史的背景による違い、経済格差による違い―を一つ一つ討議していくことで、生徒自身にカンボジアという国についての理解を深めさせたい。国・地域が異なれば、様々な違いが生じるのは当然であるが、それを単に「その国の制度だから仕方ない」「個人差だからどうすることもできない」と他人事として見過ごしてしまう生徒が多いと予想される。一つの事象を多角的に捉え、それが何に起因するのか、そしてどのように影響するのかというところまで考えさせる必要

があるだろう。違っていることが否定されないというのが人権の基本であるが、しかし、どんな違いでも無条件に肯定されるものではない。違っていても、誰もが同じように持っていて、尊重されるべきものが人権である。授業者が見てきたカンボジアの人々の生活や考え方を切り口に、生徒に「人権」についての意識を持たせ、人が安全に、安心して生きることができる平和な社会をつくるためには何が必要か考えさせたい。こうした学習が社会に目を向けさせ、社会の一員として何ができるかということを考えるきっかけになればと思う。市民意識の芽生えが将来の進路選択にもつながり、さらには将来、直接的・間接的であれ国際協力の具体的な行動に結びつけられることを期待している。

１０．展開計画（４時間扱い）

	発問・働きかけ / 学習活動・学習者の意識	留意点など
１時間目	**【日本とカンボジアの違いについて考える】** １． この世の中にはたくさんの違いがあります。みなさんは全員北斗高校に通う〇年生ですが、このクラスの中にもたくさん違いがあります。 どのような違いがありますか？ クラス全体に問いかける （予想される生徒の答えの例） 「男と女」、「背が高い低い」、「成績が良い悪い」など。 それに対して、 なぜ、そのような違いが生じるのでしょうか？ これらの違いは「あっていい違い」ですか？ 「あってはならない違い」ですか？ ２． 同じクラスの中でもこれだけの違いがあるのだから、他の国に行ったら、もっとたくさんの違いがあるはずです。今年の１月、私はある国を訪れたのですが、そこで日本との違いをたくさん見つけてきました。それらの違いが「あっていい違い」なのか「あってはならない違い」なのか、みんなで考えていきましょう。 ３．ゲームの説明 各グループに 48 枚のカードを配ります。カードには、日本の高校生美希と優介、私が訪れた X 国の高校生ソティアラとリンナについて書かれています。カードを裏にして積み重ねておいてください。一枚ずつ表に返し、一人が書かれている文をグループ全員に聞こえるように読み上げます。そして、そのカードが、 〇あっていい違い 〇あってはならない違い 〇どちらとも言えない違い のいずれであるか分類してください。なぜそのグループに分類したのか、理由やそう判断した根拠をメンバー全員でよく話し合って決めてください。	同じ年齢の者同士でも、能力、価値観、生育環境、将来の夢など、様々な違いがあることに気付かせる。 それぞれの違いは、生物的・社会的・文化的背景などの違いに起因していることに気付かせる。 さらに、それらが 「あっていい」 ＝そのままにしていてもいい 「あってはならない」 ＝見過ごしてはならない 違いなのか考えさせる。 カンボジアの国名は知らせないでおく。 ４人グループをつくる。 日本とカンボジアの地図を黒板に書き、東京、帯広、カンボジアの首都、農村都市のそれぞれの位置に、４人の顔写真を貼る。 美希（東京の高校生） 優介（帯広市の高校生） ソティアラ（X 国首都の高校生） リンナ（X 国農村部の高校生）

	「その国の制度だから仕方ない」、「どちらでもいい」、「なんとなく」という意見は言ってはだめです。 4．「ワークシート①」に記入する ワークシートに分類されたすべてのカードを書き留めておきましょう。記入するときは、カードのキーワードだけでいいです。 意見が分かれて分類するのが難しかったカードも書き記しておき、どんな点が争点になったのかまとめておきましょう。 記入したカード全体を見て、みなさんが考える「あっていい違い」とは、まとめると、どのようなものになりましたか？　どういう違いなら「あっていい」と思いましたか？　反対に、「あってはならない違い」とは、まとめると、どのようなものだと思いましたか？	判断ができなかったカードは「どちらとも言えない」に分類する。 しかし、「どちらとも言えない」カードが多すぎるのは良くない。
２時間目	**【「大切なもの」のフォトランゲージから、X 国の国名を考える】** 各グループに以下の写真８枚を配る。 ８枚の写真はＸ国で撮った（X 国に関連する）ものです。X 国の国名を推測してみましょう。 **では、**８枚の写真に共通することは何だと思いますか？何の写真だと思いますか？ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ **【カードをどのように分類したのか、分類した理由をクラス全体で討議する　１回目】** 各グループでカードをどのように分類したのか、クラス全体で共有していきましょう。	「カンボジア」という国名は、すぐに正解できる。 写真に写っているものを確認する。 ① カンボジア伝統の絹織物 ② お金 ③ アンコールワット ④ 勉強（知識） ⑤ 自転車 ⑥ 友だち ⑦ 家族 ⑧ 文房具 正解 カンボジアの人々にとっての「大切なもの」 （質問して返ってきた答え） 「大切なもの」の写真にあるものは全て、誰でも奪われたくない、奪われてはいけない大切にしたいもの（＝人権）であることに気づかせ、４時間目の世界人権宣言の学習につなげる。

	1． 「あってはならない違い」に分類したカードはどれですか？ まず、１つのグループに選んだカード一枚を答えてもらい、同じカードを選んだグループが他にないか全体に問いかける。 2． なぜ、そのカードを「あってはならない」と判断したのですか？ いくつかのグループに理由を問いかける。 上記の要領で、「あっていい違い」に分類されたすべてのカードを挙げさせ、その理由を問いかける。 3． 「あっていい違い」に分類したカードはどれですか？ なぜ、そのカードを「あっていい」と判断したのですか？ １．２．の要領で進めていく。 4． 「どちらとも言えない違い」に分類したカードはどれですか？ １．２．の要領で進めていく。	ほとんどの生徒は「あっていい違い」に分類するカードの方が多い。従って、最初は明確に「あってはならない違い」に分類したカードから聞いていき、その後、「あっていい違い」「どちらとも言えない違い」をたずね、討議していく。 「あってはならない違い」には、生命や人権、差別に関わることが多いと予想される。個別のカードについて、その違いの引き起こす問題点を想像させる。（例）・５歳未満児死亡率 ・非識字　・地雷　など 「あっていい違い」には、文化・風習好みなどの違いが多いと予想される。 （例）・ゆで卵　・頭をなでる　・挨拶 ・お葬式　・住居　など 「どちらとも言えない」には、判断材料がない、グループ内で意見がまとまらない、などの理由で分類されたカードがあると予測される。 （例）・欲しいもの　・将来の夢 ・牛乳の値段　など
３時間目	**【カードをどのように分類したのか、分類した理由をクラス全体で討議する　２回目】** ２時間目の要領で、「どちらとも言えない違い」に分類されたカードを中心に、各グループで結論が出なかったカードについて討議していく。 発問例 ・○○のカードについて「あっていい場合」があるとしたら、どのような場合でしょうか？ ・反対に、○○のカードについて「あってはならない場合」があるとしたら、どのような場合でしょうか？ ・「その国の制度」なら、どんなことでもあっていいのでしょうか？ ・「その人の意思だから」と言うが、その意思は本当に自分で決めたことなのでしょうか？ ・自分が○○の立場だったら、どう思いますか？	「教育」「地雷」に関するカードは、必ず討議する。 一つの事象を見るとき、視点を変えることで、見過ごしてしまいがちな事柄を深く考え、新しい考え方ができるようになることに気付かせる。 グループ内で結論が出なかったカードについては、他のグループの意見も聞き、問題認識の視点が違うことを知らせる。

	【資料・統計でカンボジアの概略を知る】 **（討議の進行状況を見ながら、２時間目または３時間目の適当と思われるときに、以下の資料を配布し解説を加える）** １．「資料①」（A～E の国名を推測させ、各項目・数値について解説する） ２．カンボジアと日本の人口ピラミッド ３．カンボジアの小学校の時間割 ４．地雷のレプリカ	１．正解 A.韓国　B.中国　C.タイ D.カンボジア　E.フィリピン 日本との違い、カンボジア国内における地域格差、男女の教育格差、情報格差などに気付かせたい。 ２．カンボジアの人口構成（内戦による出生数減、子どもの割合が多い、など）について理解させる。 ３．音楽・体育がない、二部制、教師の不足、などに気づかせる。
４時間目	**【討議のまとめ】** 「資料③」の「人間の安全保障」（『現代国際理解教育辞典』より）の部分を読み、「平和な社会」とはどのような社会であるのか、考えるきっかけを与える。 **【「世界人権宣言」とカードの内容を照らし合わせる】** カードを「あっていい違い」「あってはならない違い」と分類したとき、みなさんが判断した基準として、「生命」「差別」「人権」というものがあった。 違っていることが否定されないということは、人権の基本です。しかし、どんな違いでも無条件に肯定されるものではありません。違っていても、誰もが同じように尊重されるべきものが人権なのです。 「資料②」（世界人権宣言）を配布し、解説を加えたうえで、個々のカードの内容が、どの条文に当てはまるのか考えさせる。 **【平和な社会について考えたことを、記入する】** 「ワークシート②」に記入する。 ワークシートの(１)(２)の設問から、「自分の生活に満足」＝「平和」？　「自分の生活に不満足」＝「平和ではない」？　という疑問を持たせ、一人一人が望む「平和」な社会とはどのようなものか考えさせる。 平和な社会を築くために必要なこと、反対に平和を妨げている要因についても言及させる。 今までの授業を通して、人が安心して、安全に生きることのできる平和な社会とはどのようなものだと思いましたか？　どういう状態であれば平和なのでしょう？　みなさんが望む平和な社会とは？　反対に、平和を妨げている要因は何でしょう？　考えたことを「ワークシート③」にまとめてみましょう。	時間があれば、参考として「資料③」の「エレノア・ルーズベルトのことば」、「世界人権宣言前文」を紹介する。

１１．評価方法

【関心・意欲】日本とカンボジアの違いを通して、日常生活の中で何気なく見過ごしている様々な事象に目を向け、その背景にある問題を考えようとしたか。

≪グループでの話し合いを観察、ワークシート①≫

【技能・表現】・日本とカンボジアの違いが何に起因し、また、カンボジア人の生活にどのような影響を与えているのかを考え、グループ内で話し合ったか。≪グループでの話し合いを観察≫

・「平和」な社会とはどのようなものであるか考え、自分の意見を記述することができたか。≪ワークシート②≫

【知識・理解】・世界人権宣言の内容を、カードの内容と照らし合わせながら理解することができたか。≪授業中の様子、ワークシート②≫

・内戦によって失われたもの・不足しているものを知り、それが社会の仕組みや人々の生活にどのような問題を引き起こしているか理解したか。≪ワークシート②≫

１２．苦労した点・改善点

・勤務校では、１年生から３年生までの３年間「国際問題研究」という授業で、既存の教材および独自の教材を使い、貧困・戦争・差別・児童労働・ジェンダーなど国際的諸問題について授業を行っている。従って、既存の教材にはない新たな手法やテーマを考える必要があり、手法・テーマ設定に時間を要した。

・カンボジアという途上国と日本との比較であるため、以前「ちがいのちがい」の授業を受けたことのある生徒は、ほとんどのカードが「あってはならない違い」になるだろうと予測してしまった。授業者の授業のねらいが悟られてしまい、活発な討論が難しくなる場面もあった。

・「違い」のカードに「あっていい違い」と「あってはならない違い」の両方の内容を取り入れ、なお且つ、分類する際、生徒に葛藤を抱かせるような内容にすることに苦労したが、授業者自身のカンボジアに対する見方の偏りを自分で気付くことにもつながり、勉強になった。

・カンボジアに対する負のイメージばかりが多く持たれてしまうのを避けるために、「大切なもの」の写真のフォトランゲージを取り入れ、解決を図った。

・授業のねらいをどこに定めるのか、的を絞ることが難しかった。授業者自身が実際に見て、体験したことは全て生徒に教えたくなってしまう。しかし、「カンボジアを」知ってもらうことより、「カンボジアを通して」何を学んでほしいのかということを考える必要があった。

・カードの数が多かったので（48 枚）、授業時数や生徒の発達状況に応じて、カードを選んで使用してもよかった。

・個々のカードについての討議は、生徒の発言を軸に授業を進めていくので、授業者の意図する方向に進まないときもある。授業の目標・ねらいから外れないように、軌道修正する必要がある。

・生徒に葛藤を抱かせ、深く考えさせるためには、教師が投げかける発問の言葉・ワークシート質問の内容を工夫する必要があると思った。

・１クラス 40 人での授業では、クラス全体で活発な討論をすることは難しい。授業者がファシリテーション技術を磨くことはもちろん、生徒が意見を出しやすいよう、そしてクラス全体の意見が一目でわかるよう、「あっていい」「あってはならない」「どちらとも言えない」違いを示す色分けしたプラカードを用意した。

１３．授業づくりのための参考資料・引用文献

・写真（研修参加者撮影）
・『ユニセフ世界子供白書 2012』（ユニセフ　2012 年）
・『現代国際理解教育辞典』（日本国際理解教育学会　明石書店 2012 年）
・『世界人権宣言』（アムネスティ・インターナショナル日本支部 / 谷川俊太郎　金の星社　2001 年）
・『アジアの子どもたちに学ぶ 30 のお話』（池間哲郎　リサージュ出版 2008 年）
・アムネスティ・インターナショナル鎌倉グループ http://aikamakura.sakura.ne.jp/sengen.html#mouhitotu（最終アクセス 2013．6.29）
・カンボジアウォッチ http://www.cambodiawatch.net/cwcolum/makotoii/2005/13.php（最終アクセス 2013.5.13）
・世界の言葉でこんにちは http://suemari.com/hello/hello.html（最終アクセス 2013.7.6）

１４．学びの軌跡（児童生徒の反応、感想文、作文、ノートなど）

ワークシート②より

【(3)あなたが考える「平和な社会」とは、どんな社会ですか？】

○ 平和な社会とは、戦争・紛争の有無だけではなくて、勉強を満足にできたり、自分の好きなことができたり、自分の目指していることに打ち込める社会なのだと思う。食事がとれたり、周囲に信頼できる人がいたり、普段何気なく暮らすことができている今の日本の社会は平和だと思う。
○ 人が皆「死」などに怯えないで、安心して暮らせる社会。食べるものに困らず、差別、偏見がない社会。
○ 笑顔でいられる社会。笑えるということは、心に「余裕」があるから。「余裕」とは、人によって違うと思うが、お金、時間、物など、それぞれの欲が満たされた状態になれば、余裕が生まれる。
○ 生活の様々なことが法律で守られていて、保障されている社会。国で様々な補助が受けられる社会。政府がちゃんと自国のことを考えている社会。その国の国民の経済状況が同じような状態。
○ 戦争がなく、人種に関係なくすべての人々が共存して生けていける社会。
○ 飢餓による死や不当な暴力、差別、圧政がなく、貧富の差と犯罪が少ない社会。基本的な人権が確保されており、人権に対して共通の価値観を誰もが持つ世界。
○ 夢を持てる環境であること。将来の希望があるだけで、子どもは目標ができて生きる意味と価値を見出すことができる。希望こそ平和なのだと思う。
○ 人々が日常生活において恐怖に怯えることなく、好きなことを自由に表現でき、老若男女関係なく様々なことに参加できる社会。
○ 武力による支配が無くなり、話し合いで国家間の対立が解決されることが理想。
○ 個人の意思が尊重されていて、差別や格差がなくて、一人一人の立場を思い合える社会。

【(4)授業全体を通しての感想】

○ 今までは「平和な社会」＝「戦争のない社会」としか考えていなかった。しかし、授業を受けたあとは、戦争がなければ平和、とは必ずしも言えないと思った。
○ これまで「日本は戦争がなくてよかった」としか思っていなかったけれど、戦争のある他の国のことも考えるようになった。やはり、どんなことがあっても戦争はよくない。戦争が終わっても、その後に影響するものがあるから。大切なのは、「戦争のない世界」を目指すことだと思う。
○ 人それぞれ平和の基準が違う。平和の概念がわからなくなった。
○ 同じ高校生として、将来の夢が限定されている人たちがいることがわかり辛くなった。
○ 地雷の撤去については、私たちが考えているよりずっと複雑な問題があることがわかった。以前、テレビで、地雷で足を失った人に義足を作ってあげたけれど、その人は「義足を付けない方がお金がもらえるから」義足を付けていない、というのを見たのを思い出した。
○ 「世界人権宣言」の内容を初めて読んでみて、これからは意識して生活していこうと思えるものが多くて、勉強になった。
○ 他の国の同世代の子どもたちとの違いをたくさん知ることができてよかった。ショックを受けるような違いもあり、色々考えさせられる授業でした。
○ 同じカンボジア国内でも、中心部と農村部とでは生活のレベルが違うことがわかった。
○ 国によって文化も感じ方も価値観も違っていて、自分たちの価値観で他の国を批判することはできないと思った。
○ 人によって意見が違って、納得することもあれば、納得できない部分もあり、話し合いが楽しかった。
○ 日本に住んでいると食べ物に困らないし、それなりに生活はしているが、カンボジアの人たちは自分の自由な時間が少ないと思った。また、安定した生活ができない場合があることも知った。
○ 「学校」だけ見ても、日本とカンボジアの違いがたくさんあった。教育は国によって差があってはいけないと思った。
○ 日本では物が余り過ぎていることで問題になっているけれども、他国から見ればおかしな状態だと思った。もっと考え直すべきだ。
○ 私たちは「幸せ」を見逃してしまっている、と思いました。私たちの身近にある小さな幸せは、カンボジアの人々にとっては大きな幸せだったり、私たちの「当たり前」は、決して「当たり前」ではないのだと実感しました。そして、そのことに気付かないのなら、私たちの国は悲しい国だと思いました。

１５．備考（授業者による自由記述）

カード一覧（48 枚）

関連分野		カードの内容
学校	初等教育就学率	優介の友達は全員小学校を卒業しているが、リンナの友達の半分は５年生になる前に小学校を退学した。
	情操教育	優介が小学生だったとき、時間割には、国語、算数、社会、理科、音楽、体育があったが、リンナの小学校には音楽と体育がなかった。
	昼食	美希が中学生だったとき、昼食は学校で給食を食べたが、ソティアラは家で食べるか、売店で買って食べていた。
	二部制	美希は高校で午前 8：30～午後 3：30 まで勉強し、リンナは午前 7：00～午前 11：00 まで勉強する。
	教科書の不足	優介は毎日宿題が出されるが、リンナは宿題は出されない。
	歴史教育	ソティアラは歴史の授業で、X 国の内戦について習ったが、リンナは習っていない。
	図書	優介の学校の図書室には約３万冊の本があり、リンナの学校の図書室には約 300 冊の本がある。
	通学方法	リンナは学校まで歩いて１時間かかり、美希は学校までバスと地下鉄を使って１時間かかる。
夢		美希は将来、看護師か保育士か美容師のどの仕事に就こうか迷っているが、リンナは小学校の先生になりたいと思っている。
欲しいもの		美希が今一番欲しいものは、服とスマートフォンで、リンナが欲しいものは文房具と学力、と言っている。
教師	給料	優介の小学校の先生の給料は月 20 万円だが、ソティアラの小学校の先生の給料は月 2,000 円である。
	教師の最終学歴	美希の小学校のときの先生は教育大学を卒業しているが、リンナの小学校の先生は中学校を卒業してすぐに教師になった。
	育児と仕事	美希の学校の先生は、自分の子どもを保育園に預けてから学校に来るが、リンナの学校の先生は、教室に自分の子どもを連れてきて授業をする。
地雷	被害	銃で亡くなる人は多いが、地雷の場合、怪我する人の方が多い。
	値段	最も安い地雷は１つ 300 円くらいで製造できるが、銃を購入するには、安いものでも 5 万円くらい必要だ。
	他の武器との違い	武器として、銃を使う国もあれば、地雷を使う国もある。
	地元住民の考え	リンナの家の畑に埋まっていた地雷はすべて除去されたが、リンナの友達チャンティの家では、地雷が埋まっている畑をそのまま使っている。
平均余命		優介の祖母は 90 歳で亡くなり、リンナの祖母は 55 歳で亡くなった。
５歳未満児死亡率		出生した子ども 1000 人のうち、５歳になる前に死亡する数は日本では３人で、X 国では 51 人である。
子どもの人口		全人口のうち、15 歳未満の人口は、日本では 13%、X 国では 34%である。
		優介は２人兄弟だが、リンナは６人兄妹である。
農業人口		総労働人口のうち、農業に従事している人口の割合は、日本では 2.4%、X 国では 72%である。
挨拶		初対面の人と挨拶するとき、日本では「こんにちは」と言ってお辞儀をするが、X 国では「チョムリアップスオー」と言いながら合掌する。
物価、栄養		牛乳１リットルの値段は、日本のあるお店では 168 円、X 国のあるお店では 200 円である。

インフラ	舗装道路	日本では、道路全体の 79%が舗装されているが、X 国では７%である。
	水道	優介は毎朝シャワーを浴びてから学校に行くが、リンナは学校から帰ったあと、川で水浴びをする。
設備・情報機器	電化率	優介は毎日夜 12 時まで起きているが、リンナは夜８時に寝る。
	住宅	ソティアラの家は→ リンナの家は→
	トイレ	美希の家にはウォシュレット付きのトイレがあるが、リンナの家にはトイレはない。
	調理方法	優介の家ではガスコンロで調理するが、ソティアラの家では薪や木炭を使って調理する。
	インターネット	美希の家にはパソコンがあるが、ソティアラの家にはない。
	携帯電話	優介のクラスでは、ほとんど全員が携帯電話を持っているが、ソティアラのクラスで携帯電話を持っているのは半分くらいである。
児童労働		優介の弟は小学校に通っているが、リンナの住む町には、一日中革細工の仕事をしている子どももいる。
児童婚 貧困		美希は高校に通っているが、リンナの友達チャンティ（16 歳）は結婚している。
		美希の友だち絵里子は 16 歳で子どもができたが、養育できないので「赤ちゃんポスト」に子どもを預け、リンナの友達チャンティは１万円で自分の子どもを売った。
食べ物		美希が好きなゆで卵は→ ソティアラが好きなゆで卵は→
乗り物		優介の兄は、よくバイクの後ろに彼女を乗せるが、ソティアラの家では父親がバイクを運転し、後ろに母親とソティアラとソティアラの妹を乗せる。
家事		美希の家では、家事は美希の母親がほとんどするが、リンナの家ではリンナが牛の世話や井戸の水汲みをする。
履物		学校へ通うとき、美希はローファーをはいて行くが、ソティアラはサンダルをはいて行く。
非識字		ソティアラは下の看板の文字が読めるが、ソティアラの祖母は読めない。
スポーツ		サッカーの公認審判員の数は、日本では 220,000 人で、X 国では 112 人である。
遺跡修復		美希の家の近くのお寺は、最近修復されてきれいになったが、リンナの家の近くのお寺は、修復されずに壊れたままである。
宗教		X 国の僧侶は結婚することができず、お昼以降食べ物を食べてはいけないが、日本の僧侶の多くは結婚している。
生活習慣 マナー 国民性		日本では子どもをほめるとき頭をなでるが、X 国では頭をなでない。
		優介は通学中のバスの中では、本を読むか、携帯電話でメールをしているが、ソティアラは隣に座った人とおしゃべりをする。
		日本のお葬式は静かに行われるが、X 国のお葬式はスピーカーでお経を近所に響かせ、音楽や花火も使われる。
		優介の家では、長男である優介の父親夫婦が祖母の面倒を見ているが、ソティアラの家では、一番末の叔父さん夫婦が、叔母さんの親と一緒に住んで面倒を見ている。
		休日は、美希は友達とカラオケに行き、ソティアラは家族で遺跡を見に行く。

ワークシート①

日本とＸ国の違い

年　　組　　番　氏名

■分類したとき「あっていい違い」になったカードは？

■あなたが考える「あっていい違い」とは、どのようなものですか？

■分類したとき「あってはならない違い」になったカードは？

■あなたが考える「あってはならない違い」とは、どのようなものですか？

■分類したとき「どちらとも言えない」になったカードは？

■大きく意見が分かれたカードは？　どんな点が争点になりましたか？

ワークシート②

平和な社会ってどんな社会？

年　　組　　番　氏名

（1）　あなたは今の生活に満足してる？

1．非常に満足している　　2．満足している

3．少し不満がある　　4．不満ことがいっぱいある

そう思うのはなぜ？

（2）　あなたが暮らしている社会は平和だと思う？

1．平和だ　　2．平和ではない

そう思うのはなぜ？

（3）　あなたが考える「平和な社会」とは、どんな社会ですか？
どういう状態であれば平和なのでしょうか？　考えたことを自由に書いてください。

（4）　「平和な社会」をつくるために必要なことは何だと思いますか？
授業全体を通して学んだこと、考えたことも含め自由に書いてください。

資料①

６ヶ国のデータ「世界子供白書 2012」より

A～E の国は、次のうちどれ？
中国、タイ、フィリピン、カンボジア、韓国

	総人口 2010	１人あたりの GNI（米ドル） 2010	年間出生数 2010	出生時の平均余命 2010	５歳未満児死亡率 1000 人中		成人の識字率 2005-2010	初等教育純就学率 2007-2009	中等教育総就学率（対男性比） 2007-2010	15～19 歳までの女子 1000 人あたりの出産数 2000-2010
					1990	2010				
日本	1 億 2653 万人	42,150 ドル	107 万 7000 人	83 年	6 人	3 人	—	100%	100%	5 人
A（　　）	4818 万人	19,890 ドル	47 万 8000 人	81 年	8 人	5 人	—	99%	96%	2 人
B（　　）	13 億 4133 万人	4,260 ドル	1648 万 6000 人	73 年	48 人	18 人	94%	96%	107%	6 人
C（　　）	6912 万人	4,210 ドル	83 万 8000 人	74 年	32 人	13 人	94%	90%	109%	43 人
D（　　）	1413 万人	760 ドル	31 万 8000 人	63 年	121 人	51 人	78%	89%	82%	52 人
E（　　）	9326 万	2,050 ドル	234 万 4000 人	68 年	59 人	29 人	95%	92%	109%	53 人

	人口 100 人あたりの携帯電話の数 2010	人口 100 人あたりのインターネットユーザー数　2010	妊産婦死亡率 2008	都市人口の比率 2010	改善された水源を利用する人の比率　2008			改善された衛生施設を利用する人の比率　2008			その国の言葉で「こんにちは」
					全国	都市部	農村部	全国	都市部	農村部	
日本	95	80	6 人	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	こんにちは
A（　　）	105	84	18 人	83%	98%	100%	88%	100%	100%	100%	안녕하세요
B（　　）	64	34	38 人	47%	89%	98%	82%	55%	58%	52%	你好
C（　　）	101	21	48 人	34%	100%	100%	99%	89%	92%	82%	สวัสดีค่ะ / สวัสดีครับ
D（　　）	58	1	290 人	20%	61%	81%	56%	29%	67%	18%	ជម្រាប សួរ។
E（　　）	86	25	94 人	49%	91%	93%	87%	76%	80%	69%	Magandang hapon.

＊**妊産婦死亡率**―出生 10 万人あたり、妊婦関連の原因で死亡する女性の年間人数。（調整値）

＊**改善された飲用水源を利用できる人の割合**―主要な飲料水の水源として、水道や給水塔、井戸、湧き水、容器入りの水のいずれかを利用している人の割合。

＊**改善された衛生施設を利用する人の割合**―他の世帯と共有せずに、水洗トイレ、蓋付きトイレ、コンポスト式（堆肥化）トイレなどのいずれかの衛生設備を利用している人の割合。

資料②

「世界人権宣言」（谷川俊太郎　訳）

第１条　みんな仲間だ わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。 だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。	**第２条　差別はいやだ** わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、 人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。 また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。	**第３条　安心して暮らす** ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、 わたしたちはみな自由に、安心して生きる権利をもっています。	**第４条　奴隷はいやだ** 人はみな、奴隷のように働かされるべきではありません。人を物のように売り買いしてはいけません。	**第５条　拷問はやめろ** 人はみな、ひどい仕打ちによって、はずかしめられるべきではありません。
第６条　みんな人権をもっている わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。	**第７条　法律は平等だ** 法律はすべての人に平等でなければなりません。法律は差別をみとめてはなりません。	**第８条　泣き寝入りはしない** わたしたちはみな、法律で守られている基本的な権利を、国によって奪われたら、 裁判をおこし、その権利をとりもどすことができます。	**第９条　簡単に捕まえないで** 人はみな、法律によらないで、また好きかってに作られた法律によって、 捕まったり、閉じこめられたり、 その国からむりやり追い出されたりするべきではありません。	**第10条　裁判は公正に** わたしたちには、独立した、かたよらない裁判所で、大勢のまえで、うそのない裁判を受ける権利があります。
第11条　捕まっても罪があるとはかぎらない うそのない裁判で決められるまでは、だれも罪があるとはみなされません。また人は、罪をおかした時の法律によってのみ、罰を受けます。あとから作られた法律で罰を受けることはありません。	**第12条　ないしょの話** 自分の暮らしや家族、手紙や秘密をかってにあばかれ、 名誉や評判を傷つけられることはあってはなりません。そういう時は、法律によって守られます。	**第13条　どこにでも住める** わたしたちはみな、いまいる国のどこへでも行けるし、どこにでも住めます。 別の国にも行けるし、また自分の国にもどることも自由にできます。	**第14条　逃げるのも権利** だれでも、ひどい目にあったら、よその国に救いをもとめて逃げていけます。 しかし、その人が、だれが見ても罪をおかしている場合は、べつです。	**第15条　どこの国がいい？** 人には、ある国の国民になる権利があり、またよその国の国民になる権利もあります。 その権利を好きかってにとりあげられることはありません。
第16条　ふたりで決める おとなになったら、だれとでも好きな人と結婚し、家庭がもてます。 結婚も、家庭生活も、離婚もだれにも口出しされずに、当人同士が決めることです。 家族は社会と国によって、守られます。	**第17条　財産をもつ** 人はみな、ひとりで、またはほかの人といっしょに財産をもつことができます。 自分の財産を好きかってに奪われることはありません。	**第18条　考えるのは自由** 人には、自分で自由に考える権利があります。 この権利には、考えを変える自由や、 ひとりで、またほかの人といっしょに考えをひろめる自由もふくまれます。	**第19条　言いたい、知りたい、伝えたい** わたしたちは、自由に意見を言う権利があります。 だれもその邪魔をすることはできません。人はみな、国をこえて、本、新聞、ラジオ、テレビなどを通じて、 情報や意見を交換することができます。	**第20条　集まる自由、集まらない自由** 人には、平和のうちに集会を開いたり、 仲間を集めて団体を作ったりする自由があります。しかし、いやがっている人を、むりやりそこに入れることはだれにもできません。
第21条　選ぶのはわたし わたしたちはみな、直接にまたは、代表を選んで自分の国の政治に参加できます。 また、だれでもその国の公務員になる権利があります。 みんなの考えがはっきり反映されるように、選挙は定期的に、正しく平等に行なわれなければなりません。その投票の秘密は守られます。	**第22条　人間らしく生きる** 人には、困った時に国から助けを受ける権利があります。 また、人にはその国の力に応じて、豊かに生きていく権利があります。	**第23条　安心して働けるように** 人には、仕事を自由に選んで働く権利があり、 同じ働きに対しては、同じお金をもらう権利があります。そのお金はちゃんと生活できるものでなければなりません。人はみな、仕事を失わないように守られ、 だれにも仲間と集まって組合をつくる権利があります。	**第24条　大事な休み** 人には、休む権利があります。そのためには、働く時間をきちんと決め、 お金をもらえるまとまった休みがなければなりません。	**第25条　幸せな生活** だれにでも、家族といっしょに健康で幸せな生活を送る権利があります。 病気になったり、年をとったり、働き手が死んだりして、生活できなくなった時には、国に助けをもとめることができます。 母と子はとくに大切にされなければいけません。
第26条　勉強したい？ だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。 大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。 教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。 人はまた教育を通じて、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。	**第27条　楽しい暮らし** だれにでも、絵や文学や音楽を楽しみ、科学の進歩とその恵みをわかちあう権利があります。また人には、自分の作ったものが生み出す利益を受ける権利があります。	**第28条　この宣言がめざす社会** この宣言が、口先だけで終わらないような世界を作ろうとする権利もまた、わたしたちのものです。	**第29条　権利と身勝手は違う** わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、 住み良い世の中を作るための義務を負っています。 自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時にのみ、制限されます。	**第30条　権利を奪う「権利」はない** この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。 どんな国にも、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。

資料③

「人間の安全保障」

「国家の安全保障」とは外部からの脅威に対して国を守ることを意味するが、国家が安全だからといって必ずしもその国の人々が安全とは限らない。そこで、個々の人間を守るための「人間の安全保障」という概念が生まれた。

（中略）

人間の安全保障は、大きく二つの保障内容をもっている。一つは「恐怖からの自由、二つ目は「欠乏からの自由」である。経済面、健康面、環境面、食料面、個人、地域社会、政治などの全ての面において、各人が恐怖や欠乏に苦しむことがないようにすることが安全保障ということになる。逆に、二つの自由の保障を阻害する具体的な脅威として、貧困、飢餓、失業、病気、社会崩落、差別、抑圧、人権侵害、疎外、環境破壊、犯罪、性暴力、麻薬などさまざまな要素があげられる。

つまり、国家の安全保障が維持され、一見「平和」が保持されていたとしても、国内社会において暴力、不公正な制度、抑圧や差別、貧困と飢餓などが放置されているならば、人々は常に恐怖と欠乏の中で怯えて暮らさなければならず、実質的に「平和」な状態にはない。

真に人間的尊厳に溢れた生存と生活を実現するためには、もはや既存の国家の安全保障だけでは十分ではなく、個々の人間に恐怖と欠乏をもたらしている諸要素を取り除いていく必要がある。

『現代国際理解教育辞典』より

「世界人権宣言」の起草に携わった エレノア・ルーズベルトのことばから抜粋

「人権はどこから始まるのでしょう。
小さな場所からです。家の近くのとても小さくて世界地図では見えない場所からです。
でもそうしたところが私たちの住んでいる世界なのです。
私たちが住んでいる地域、通っている学校、働いている工場や農場や会社。これらのところが、男女・子どもを問わず、すべての人が正義や機会、人としての尊厳を平等に差別なく求める場所なのです。
もしこうした権利が、このような小さな場所で意味を持たないのなら、人権が意味を持つところなんてどこにもありません。
小さな場所で人びとが関心を持って実行しないなら、もっと大きな場所で人権が保障されるようにはならないしょう。」

エレノア・ルーズベルト（1884 年～1962 年）
国連人権委員会の委員長として、世界人権宣言の起草を推進した。
元アメリカ大統領フランクリン・ルーズベルトの妻。

「世界人権宣言」前文　（アムネスティ・インターナショナルによる日本語訳）

ひとりひとりの人間は、生まれながらにしてかけがえのない値打ちと平等で奪うことのできない権利を持っています。
それを認めることが、自由で公平で平和な世界をつくる基本です。

人の権利が無視されたり軽く見られたりした結果、
人の良心を踏みにじるひどいことがたくさんおきました。
だから、みなが自由に意見を言えて、自由に考えることができて、
恐怖も欠乏も感じなくてすむ世界がくることを、
世界じゅうの人が心から望んだのです。

あまりに国が好き勝手にみなを押さえつけていると、
最後の最後には力で反抗しなくてはならなくなります。
そうならないようにするには、法律で人の権利を守ることがどうしても必要です。

国と国が親しい関係を作り上げることもだいじです。

国際連合に加わっている国の人びとは、
人間の基本的な権利と、人はみなかけがえのない値打ちをもっていることと、
男と女には同じ権利があることを信じていて、
国際連合憲章のなかでそれをもう一度たしかめあいました。
そして、もっと大きな自由のなかで、社会を進歩させ、
暮らしの水準を高めようと決心しました。

国際連合に加わっている国は、 国際連合と協力して、
人としての権利と基本的な自由が世界じゅうで大切にされるようにすると誓いました。

この誓いを果たすには、まず、こうした権利と自由とはどんなものかについての考え方を同じにしなくてはなりません。

だから、

国際連合総会は、この世界人権宣言を発表します。

国際連合に加わっている国と、その国が責任を持つ地域の人びとのあいだで、
こうした権利と自由が大切にされるように教え、
また、国のなかでも、国と国のあいだでも、一歩一歩前に進むような方法で、
すべての人がしっかりとこうした権利を認めるように、
社会のひとりひとり、そしてひとつひとつの関係が、
いつもこの宣言を頭において努力しなければなりません。
そのときに、この世界人権宣言は、
すべての人とすべての国が達成しなくてはならない共通の基準となるのです。